

マイクロツーリズム推進体制構築事業業務委託 仕様書

1 委託業務の名称

「マイクロツーリズム推進体制構築事業」業務委託

2 目的

富山県では近隣県からの誘客を国内・海外と並ぶ柱の一つと位置付けている。本事業は、新幹線敦賀延伸を契機とした北陸三県の相互理解醸成と冬季の観光誘客を促進するため、近隣県民（主に石川県民）へ対し、これまでの検証を踏まえたより有効なプロモーションを実施し、県内関係者（市町村、観光関連事業者等）と一体となったPDCAの磨き上げを図り、誘客促進を図るもの。

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

4 業務内容

(1) 事務局の設置・運営と観光関連事業者（以下、事業者）等との連携

ア 事務局の設置・運営

- ・富山県全体で対象地域に向けた誘客戦略を実現するため、受注者は本県と県内の事業者間を統括する事務局を設置・運営し、円滑な事業運営に取り組むこと。
- ・運営ミーティングを月に1回程度開催し、進捗管理・効果検証を都度実施すること。

イ 参画施設との連携拡大

- ・ターゲット向け高付加価値プランの造成支援を始め、本事業の趣旨に賛同可能な事業者との相互連携を図ることとし、受託者は県のオウンドメディア（とやま観光ナビ、観光データ分析ツール「TOYTOS」等）を活用しながら誘客促進に努めること。
- ・各事業者のプランについてはとやま観光ナビへの掲載は必須とする。
- ・令和5年度からの継続事業者も含め、10事業者以上との連携を目安とする。連携先の公募にあたってはエリアバランスを考慮すること。
- ・適宜、事業者とのヒアリングを実施し、議論しながら戦略策定を進めること。

ウ 宿泊キャンペーンの実施

- ・宿泊者数が落ち込む冬季期間を中心に、上記イ.の高付加価値プランを申込対象にした宿泊キャンペーンを展開すること。
- ・予約申込期間確保のため、3か月前を目安に長期間の広報宣伝・販売促進を行うこと。

(2) モニターツアーの実施

本県の魅力を体験し、参加者自身のSNSで情報発信を目的としたモニターツアーを企画・募集・実施すること。また、ツアーの内容・詳細は、県と協議のうえ決定するものとする。

(3) 近隣県民向けプロモーションの展開

令和5年度の実施結果を踏まえ、主なターゲットに向け効果的な方法・媒体等を決定し、近隣県

民に対し有効に訴求できるプロモーションを実施すること。

ア 対象地域

石川県

イ 主な対象ターゲット

「夫目線でのシニア（50代後半以上）夫婦旅」及び「女性グループ向けに特別感のある旅」をターゲットとすること。

ウ 実施時期

令和6年10月1日（火）から令和7年3月31日（月）までの間

エ 企画・提案

- ・対象地域の上記イ.に対し、本県への観光や宿泊を喚起する効果的な宣伝展開を行うこと。
- ・本県の魅力を直接PRする場として、リアルイベントを実施する。
実施内容及び場所について、県と協議のうえ決定すること。また、会場の手配・設営・装飾・運営を行い、イベント終了後は備品の撤去を行うこと。

(4) 当該業務の調査・分析

当該業務のプロモーションの効果をアンケート調査・分析すること。なお、詳細は県と協議の上決定するものとする。また、プロモーションのパフォーマンスが悪かった場合は、その原因について分析するとともに、今後の対策について提案すること。

5 成果品の納入

委託業務完了時には、下記に掲げるものを県へ提出すること。

- ・業務完了報告書（紙媒体1部、電子媒体1部）
- ・その他事業の成果が分かる資料等（紙媒体1部、電子媒体があれば1部）
- ・その他富山県が必要と認める資料等

6 その他

- (1) 受託者は、常に委託者と密接な連絡を取りながら作業を進めるものとし、方法、順序等についてあらかじめ委託者の承認を得るものとする。
- (2) 受託者は、県が認めた場合を除き、成果品に係る著作権人格権を行使できないものとする。
- (3) 本業務における成果品等は委託者に帰属するものとし、受託者は委託者の許可なく使用、流用してはならない。
- (4) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受託者がその仕様に関する一切の責任を負うこと。
- (5) 本業務を円滑に遂行するため、委託者が必要と認めるときは、業務の進捗状況について報告求めることがある。
- (6) 業務遂行にあたり知り得た個人情報、個人情報保護法に則り適切に管理すること。本事業に関する事項について、機密を遵守し、無断で他に漏らしたり、利用してはならない。
- (7) 県の入込客数、滞在時間の延長など観光消費額の増加に繋がる内容とすること。

- (8) 本仕様書はプロポーザル用であり、採用者とは内容を別途協議のうえ、契約を締結する。なおこの仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、またはこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議の上定めることとする。